

東京慈恵会医科大学 教育センター規程

平成23年9月7日 制定

(センターの設置)

第1条 本学に東京慈恵会医科大学教育センター(以下、センターという)を置く。

(目的)

第2条 センターは、本学医学・看護学の卒前ならびに卒後教育の支援組織として、教育を推進する。これらの活動を通して、東京慈恵会医科大学の発展に寄与し、国民のための医療者教育の向上に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医学科教育の支援業務に関する事。
- (2) 看護学科教育の支援業務に関する事。
- (3) 看護専門学校教育の支援業務に関する事。
- (4) 大学院教育の支援業務に関する事。
- (5) 卒後教育の支援業務に関する事。
- (6) 地域医療者教育に関する事。
- (7) 教育関連補助金獲得および教育補助金検討委員会の管理・運営に関する事。
- (8) シミュレーション教育施設の管理運営に関する事。
- (9) 教育情報基盤支援業務(e-learningを含む)に関する事。
- (10) 学校法人主催公開講座の企画、調整、実施支援に関する事。
- (11) その他、本学教育に関する事。

(部門及び研究室等)

第4条 センターに、次に掲げる教育部門、研究室等を置く。

- (1) 医学教育部門
医学教育研究室
教育開発室
- (2) 看護学教育部門(運営上、「看護キャリアサポートセンター」と称す)

(運営委員会)

第5条 センターの業務を円滑に推進するため、教育センター運営委員会(以下、委員会という)を置く。

- 2 センター長、部門長、センター事務長、センター長が推薦する者を運営委員とする。また若干名のオブザーバを置くことができる。
- 3 運営委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 センター長は、委員会を招集し、その議長(委員長)となる。

- 5 委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 教育センターの運営に関する基本的事項
 - (2) 教育センターに必要な規則の制定および改廃に関する事項
 - (3) 部門長の選考
 - (4) 研究室の新設、改廃に関する事項
 - (5) 兼任者の選考
 - (6) その他、必要な事項

(センター長)

第6条 センター長は東京慈恵会医科大学教育センター長選任等規程による。

(部門長及び研究室長)

第7条 センター内の医学教育部門と看護学教育部門に部門長を置くことができる。

- 2 部門長は運営委員会の選考に基づき、学長が任命する。
- 3 部門長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 医学教育部門内の医学教育研究室と教育開発室に室長を置くことができる。
- 5 研究室長はセンター長が任命する。
- 6 研究室長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(兼任の教職員)

第8条 センターの各部門に兼任の教職員を置くことができる。

- 2 センターの兼任を希望する教職員は所属長の承認のもと、センター長に本人が文書をもって申請する。
- 3 運営委員会で承認された兼任の教職員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務)

第9条 センターに関する事務は、教育センター事務室において処理する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、本規程第5条に示す運営委員会における議決を経て決定される。

附則

- 1 . この規程は、平成23年9月7日より施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 . この規程の施行日以前の兼任は継続する。